

# アドベンチャーワールド利用約款

(約款の適用)

第1条 アドベンチャーワールド(以下、当園という)にご来園のお客様は、すべてのお客様が当園の諸施設を快適安全にお楽しみ頂けるよう、当利用約款(以下、本約款という)を遵守ください。

(利用約款の成立)

第2条 当園にご来園のお客様は、当園の駐車場を通過されたときに、当園の諸施設をご利用いただく契約が成立します。

(施設利用のお断り)

第3条 当園は、次のような状態のときは、お客様に諸施設のご利用をお断りします。

なお、お客様が入園された後に下記の第2項以下が発生した場合、当園は、お客様に継続利用をお断りします。

- (1) お客様が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をしたとき、または、公に反する行為をなすおそれがあると当園が認めたとき
- (2) 他のお客様に迷惑をかける行為をしたとき、または、そのおそれがあるとき
- (3) 当園が満員のとき
- (4) 天災等の止むを得ない事由により当園が閉園するとき
- (5) その他お客様が本約款を守っていただけないとき、および当園をご利用いただくに好ましくない事由があるとき

(持ち込みできないもの)

第4条 お客様は、当園内に次のものを持ち込むことができません。

- (1) 犬、猫等のペット動物  
インフォメーションにて一時お預かりしますが、事故等の責任は負いません。
- (2) 著しく悪臭を放つもの
- (3) 鉄砲、刀剣類および毒物等の法律で所持を禁止されているもの
- (4) 武器状の製作物(おもちゃ手作りを含む)
- (5) 火薬(花火・爆竹等を含む)、揮発油等、発火の危険性があるもの (6) 騒音を発するもの  
(禁止行為)

第5条 当園は、お客様の次の行為を禁止いたします。

- (1) 当園備付けでない自転車、スケートボード、ローラーブレードおよびローラースケート、パーソナルモビリティ、ドローン等を、当園内で使用する行為
- (2) 喫煙可能な場所以外での喫煙行為
- (3) 他のお客様のご迷惑となる撮影および配信
- (4) 撮影禁止場所でのカメラ・ビデオ等の撮影行為
- (5) 自分撮りスティックを使用しての撮影行為
- (6) 野球、サッカー等の球技を当園内でする行為 (7) 立入禁止場所への立入
- (8) 飼育動物に当園用意のエサ以外の食物を与える行為

(退去および警察への通報)

第6条 当園は、お客様が次のようなとき当園からの退去および諸施設の利用のお断り、ならびに警察への通報をします。なお、この場合、当園は、入園料、施設利用料および飲食代等のすべてにお客様が支払われた金員一切の払戻しをしません。

- (1) お客様が泥酔、暴力行為、窃盗等で他のお客様に迷惑をかけたとき、またはそのおそれがあるとき
- (2) 当園に第4条の「持ち込みできないもの」を持ち込んだとき
- (3) 当園を利用するにあたり不当な行為をされたとき
- (4) 当園の動物にいたずら等の禁止行為をされたとき

(免責事項)

第7条 当園は、次の場合お客様の責任とし一切の損害賠償の責任を負いません。

- (1) 駐車場でのお客様同士の事故 (2) ロッカーを使用した際の盗難事故

(3) 当園内での盗難事故 (4) お客様の不注意による事故

(5) お客様同士の喧嘩等の事故

(6) 注意看板、注意書及び係員の誘導ならびに注意案内等を守らないお客様の事故(損害賠償請求)

第8条 当園は、次のとき、その損害をお客様に賠償請求いたします。

(1) お客様の責に帰すべき事故で諸施設を破損されたとき

(2) 動物にいたずら等の禁止行為をされて、動物を傷つけられたとき、およびその動物が他のお客様に傷害をあたえたとき

(お客様の写真や映像の商業使用の承諾)

第9条 ご来園中、当園の職員や当園の撮影許可を得た者が、お客様の姿を写真に撮ったり、ビデオ撮影することがあります。ご来園いただきましたお客様は、当園への入園をもって、当園およびその関係団体に、ご本人の映像の使用を承諾いただいたものといたします。

(当園の承諾が必要な事項)

第10条 お客様が次の行為をされるときは、当園の事前の承諾が必要です。

(1) ご来園の際に撮られた写真やビデオ等の映像を商業使用するとき

(2) 商業使用目的で写真やビデオ等の撮影をするとき

(3) 無線機、腕章、旗及び拡声器を使用するとき

(4) 当園でチラシを配付するとき

(アトラクション等の内容、時間変更および制限)

第11条 当園のアトラクション、ショー及びイベントならびに諸施設の利用につきましては、次のような内容の変更、制限があります。

(1) 各アトラクション、ショーおよびイベント等の内容、時間は、天候、機械調整、動物の体調、季節、曜日および当園の都合により変更および中止させていただくことがあります。

(2) 動物の体調および当園の都合によりご覧になれない動物があります

(3) 身長、年齢および利用人数の制限により、ご利用になれないアトラクション、イベントおよび諸施設があります

(4) 当園混雑時には、ご利用になれないアトラクション、イベントおよび諸施設があります。

(5) 当園の営業時間は、季節、曜日により異なります。また、当日の営業時間も天候の状態、お客様の人数等により変更されます。

(6) 授乳室と救護室は、ご利用人数に限りがあります。また、車イスおよびベビーカーは、台数に限りがあります

(アトラクション等の予約のキャンセル)

第12条 予約の必要なサービスについては、お申込後お客様の都合により催行場所、時間にご集合されない場合、キャンセルされたものと致します。その場合、料金の払い戻しは致しません。

(チケット等の注意事項)

第13条 当園のチケット等には、次のような注意事項があります。

(1) チケットは、1枚につき1名、利用当日のみ有効です。

当日の再入園は可能です。但し、手に再入園のスタンプを押させていただきます。

(2) 入園券は、入園と通常のマリンショーおよびケニア号乗車に利用できます。遊技機、動物ライドおよびツアーの利用には使用できません。

(3) 2日間入園券は、発効日を含む3日間の内の2日有効です。

(4) 年間入園券は、発効日から1年間有効です。

(5) チケットの払戻し、再発行はできません。紛失、お忘れの場合は入園できません。

(6) 遊技機のフリーパス券は、購入日のみ有効です。

(施行日)

第14条 本約款は、平成11年10月1日より施行します。

2020年10月1日一部改定